

入札公告の訂正

入札公告を次のとおり訂正します。

令和 7 年 5 月 2 0 日

羅臼町長 湊 屋 稔

- 1. 公 告 日 令和 7 年 5 月 1 4 日
- 2. 工 事 名 羅臼町町営住宅緑町団地改修工事（1 1 号棟）
- 3. 訂正内容 下記のとおり

訂 正 前	訂 正 後
入札公告 P 4 1 4. 予定価格等 （1）予定価格 1 0 4, 2 1 4, 0 0 0 円 （税込み）	入札公告 P 4 1 4. 予定価格等 （1）予定価格 1 0 2, 2 5 6, 0 0 0 円 （税込み）

(入 札 の 公 告)

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 7 年 5 月 1 4 日

羅臼町長 湊 屋 稔

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 建築第 2 号
- (2) 工事名称 羅臼町町営住宅緑町団地改修工事（11 号棟）
- (3) 工事場所 北海道目梨郡羅臼町緑町
- (4) 工 期 契約締結の翌日（閉庁日を除く）から令和 8 年 1 月 2 0 日まで
- (5) 工事概要 入札説明書による。
- (6) 建設発生土の搬出先等

この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならない、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

- (7) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事である。

- (8) その他 本工事は、「週休 2 日工事」の対象工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業又は経常建設工事共同企業体であって、単体企業の要件は(1)、経常建設共同企業体の要件は(2)とする。

- (1) 単体企業の要件

ア 発注工事に対応する令和 6 年羅臼町告示第 19 号に規定する「建築工事」の資格及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ 入札参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、羅臼町の競争入札参加資格関係事務処理要綱の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 暴力団関係事業者等であることにより、町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

エ 羅臼町における建築工事の競争入札参加資格が A 等級に格付けされていること。

ただし、羅臼町内に主たる営業所を有する者は、B 等級の者も可能とする。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の羅臼町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

カ 建設業法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する特定建設業者又は同法第 3 条第 1 項第 1 号に規定する一般建設業者であること。

- キ 釧根管内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二(2)（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）別記様式第一号又は別紙二(2)）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
- ク 過去 15 年間に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。
- ケ 監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を工事に専任で配置できること。ただし、工事 1 件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 1 項に定める金額に満たない場合は技術者の専任は要しないものとする。
- コ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- サ 本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- シ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(2) 経常建設工事共同企業体の要件

- ア 共同企業体は、(1)のコの要件を満たしていること。
- イ 2 社又は 3 社であること。
- ウ 構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が 2 年以上の単体企業又は協業組合であること。
- エ 構成員は、(1)のアからウまで、オからケまで、サ及びシの要件を満たしていること。ただし、構成員の数が 3 社の場合の(1)のクの要件は、2 社以上が満たすこととする。なお、(1)のキの主たる営業所については、構成員の 1 社が要件を満たせば他の構成員は、釧根管内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所を有することとする。
- オ 各構成員の出資比率は、均等割の 10 分の 6 以上であること。
- カ 構成員の組合せは、羅臼町における建築工事の競争入札参加資格の格付が A 等級に格付されている者同士の組合せであること。
ただし、羅臼町内に主たる営業所を有する者は、B 等級の者も可能とする。
- キ 共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。
- ク 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加する者でないこと。

3 入札参加資格審査申請書等の提出期間等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和 7 年 5 月 16 日（金）から令和 7 年 5 月 27 日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 提出場所

北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83
羅臼町役場 建設水道課

(3) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

4 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が 2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和 7 年 5 月 29 日（木）までに書面により通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83

羅臼町役場 建設水道課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83

羅臼町役場 1 階会議室

(2) 入札日時

令和 7 年 6 月 16 日（月）10 時 00 分

(3) 初度の入札書提出時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることがあるので、内訳書をあらかじめ作成の上、持参すること。

なお、内訳書の提出を求めた入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

(4) その他

入札の執行に当たっては、羅臼町より競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

7 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の 100 分の 5 に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除は、政令第 167 条の 7 及び財務規則第 53 条の 2 の定めるところによる。

8 契約保証金

(1) 契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の免除は、政令第 167 条の 16 及び財務規則第 67 条の 2 の定めるところによる。

(3) 契約を締結する者が共同企業体の場合は、契約保証金は、免除する。ただし、その者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 入札説明書等の交付に関する事項

入札説明書及び制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

(1) 交付期間

令和 7 年 5 月 16 日（金）から令和 7 年 5 月 26 日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前 9 時から午後 5 時まで。インターネットによる場合は、令和 7 年 5 月 16 日（金）から令和 7 年 5 月 26 日（月）まで（休日を含む。）とする。

(2) 交付場所

北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83

羅臼町役場 建設水道課

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。

「 羅臼町ホームページ <http://www.rausu-town.jp/> 」

(3) 交付方法

直接交付又はインターネット交付とし、送付又はファクシミリでは行なわない。

(4) 費用

無料とする。

10 送付による入札

認めない。

11 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

12 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。

13 契約書作成の要否

必要とする。

なお、この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、羅臼町議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、羅臼町議会の議決を得たときは本契約を締結する。

14 予定価格等

(1) 予定価格 102,256,000 円（税込み）

(2) 最低制限価格 設定している。

15 その他

(1) 入札の執行回数は原則 1 回までとする。

(2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 55 条の 2 各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 羅臼町建設水道課（電話番号 0153-87-2163）

イ 所在地 北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83

(6) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(7) 詳細は、入札説明書による。